

企業会計基準公開草案第 71 号
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に対するコメント

2022 年 6 月 7 日
 経団連経済基盤本部

標題の基準案について、下記の通りコメントを取りまとめましたので、ご検討の程、宜しくお願い致します。

記

（質問 1－1）税金費用の計上区分についての原則に関する質問

株主資本に対して課される法人税、住民税及び事業税等（以下、法人税等）の例として、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」の「29－4」に記載されている 3 つの事例については、株主資本のうち「資本剰余金」に表示するとの理解で良いか、確認したい。

また、株主資本に表示される法人税等のうち、「資本剰余金」以外の科目に表示されるものがあるか、明確にしてほしい。

（質問 2－2）連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の個別財務諸表における取扱いに関する質問

「連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の個別財務諸表における取扱いについては見直さない」ことについては、以下の理由から、同意しない。

「連結グループの組織再編の意思決定を行う最終親会社（以下、最終親会社）において、将来的に連結外部への売却する意思がないことが明確な場合は、連結財務諸表のみならず個別財務諸表においても、繰延税金負債の計上は不要」との取扱いとすべきと考える。

【理由】

1. グループ法人税制において繰り延べられた子会社株式等に係る譲渡損益に対しては、発生年度の個別財務諸表において税金費用が計上されずに、繰り延べられた譲渡損益が実現されることにより税金費用が発生する。実現されると見込まれない限り、将来発生する税金費用はないと考えられ、繰延税金負債の計上は必要ないと考える。
2. 繰延税金負債を計上すべきかどうかは、負債の定義を満たすかどうかで判断すべきである。ASBJ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」によれば、負債とは、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」を言う。この

点、最終親会社が、連結外部への子会社株式等の売却を判断しない限りにおいて、税金費用が発生しないことを踏まえると、そのような判断を行っていない(乃至は最終親会社がそのような判断を行う意思が無い)状況に置いて、子会社株式等の売却元の企業が、経済的資源を「放棄もしくは引き渡す義務がある」とは言えないものと考えられる¹²。

3. 税効果会計適用指針の第8項(2)②では、「子会社株式等に係る将来加算一時差異について、親会社又は投資会社(以下「親会社等」という。)がその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思がない場合」は、個別財務諸表上、繰延税金負債の計上は不要とされている。子会社株式等の売却に伴い生じた譲渡益を税務上繰り延べる際に生じる将来加算一時差異も、解消事由は上記と類似しており、繰延税金負債の計上要否の判断は、税効果会計適用指針の第8項(2)②の規定を斟酌するのが妥当である。
4. 将来的に発生しない税金費用を財務諸表に計上することは、企業の財政状態を財務諸表に適切に反映しているとは言えず、投資家の判断をミスリードさせることにつながるものであると考えられる。
5. 提案理由に、「売却元の子会社等において、別の会社の意思決定に関する情報を適時に入手し、個別財務諸表に反映することが困難な場合がある」とあるが、連結グループ経営において、最終親会社におけるグループ再編の判断が、適時にグループ内の関連する企業に伝達されないことは、基本的に想定されないものと考えられる。

(質問4) その他

「包括利益の表示に関する会計基準(案)」及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」の多くの箇所で、「税効果」の表現を、「税金費用」に置き換えている。一方で、「税金費用」の定義は、「包括利益の表示に関する会計基準(案)」第8項の文中にカッコ書きで示されているのみで、読者には分かり辛いことから、基準の「定義」において明確に規定してはどうか。

【以 上】

¹ 負債の定義について、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」においても、「負債：過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の義務」とされており、大きな考え方の差は無いものと考えられる。

² 仮に、負債の定義に合致したとしても、負債として計上するためには「認識基準」を満たす必要がある。ASBJ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」によれば、負債の認識のためには、「一定程度の発生可能性がある」ことが必要である。親会社等において売却の意思がないことが明確な場合に、「一定程度の発生可能性がある」と言えるのか、疑問である。IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」においては、資産又は負債は、経済的便益の流入・流出の蓋然性が低くても存在する可能性があるとしながらも、蓋然性が低い場合には、「そうした情報の通常の記載場所は、注記である」としている。